

令和6年度環境省重点施策

令和5年8月

環 境 省



目 次

令和6年度 環境省概算要求・要望の概要	1
令和6年度 環境省重点施策	2
基本的方向	2
1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～	
1-1. 社会課題解決に向けた政策パッケージ（統合的アプローチ）	3
(1) 地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による 地域の活性化・強靱化	4
(2) 国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位に なる仕組みの構築	4
(3) 将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現	5
(4) 成長を支える人材・技術・資金供給の強化	5
1-2. 国際展開	6
1-3. 自然再興（ネイチャーポジティブ）	7
1-4. 炭素中立（ネットゼロ）	8
1-5. 循環経済（サーキュラーエコノミー）	10
2. 公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組 ～不変の原点の追求～	
2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組	11
2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組	12
令和6年度 環境省税制改正要望の概要	13
令和6年度 環境省財政投融资等の要求の概要	16
令和6年度 環境省機構・定員要求の概要	17

※本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算である。また、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算、【GX】と表記のある予算事項は、GX経済移行債を活用したGX推進対策費である。

令和6年度 環境省概算要求・要望の概要

1. 歳出予算

(単位：億円)

【一般会計】

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
一般政策経費等	1,490	1,362	500	1,862	125%

【エネルギー対策特別会計（GX推進対策費を除く）】

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
エネルギー特会	1,747	2,173	282	2,455	141%

小計

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
一般会計+エ特	3,237	3,536	782	4,317	133%

【エネルギー対策特別会計（GX推進対策費）】

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
GX推進対策費	166	1,571	—	1,571	—

※産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進に係る経費については、予算編成過程において検討する。

【東日本大震災復興特別会計】

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
復興特会	3,197	1,987	—	1,987	62%

合計

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
合計	6,600	7,093	782	7,875	119%

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討する。

※国際観光旅客税財源充当事業については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（令和3年12月24

日観光立国推進閣僚会議決定、令和4年12月23日一部変更）に基づいて、観光庁において一括計上して要求する。

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

2. 財政投融资等

	令和5年度 当初予算額	令和6年度			
		概算要求額	重要政策推進枠 要望額	計	対前年度比
財政投融资等 (産業投資及び政府 保証の合計額)	600	600	—	600	100%

令和6年度 環境省重点施策

《基本的方向》

「もはや待ったなし」と言われる気候変動問題は不可逆的な岐路を目前とし、常態化する異常気象や頻発・激甚化する災害は、人の命や経済活動における世界的に重大なリスクとなっている。人類史上かつてない速度の生態系の変化は、安全な水や食糧といった資源供給や地域の暮らしを脅かしている。化石燃料や物価の高騰は、エネルギーや食糧をめぐる安全保障リスクを顕在化させ、人口減少や地域間の格差は、地域経済・コミュニティの衰退をもたらしている。

このように現在我が国が抱える最重要課題（「時代の要請」）は、**地域、企業、国民一人一人（暮らし）**それぞれにとっての課題が絡み合い複雑化している。これに対しては、個別の課題ひとつひとつに取り組むのではなく、社会の仕組みやライフスタイル変革のような複数課題の解決に資する取組が有効である。加えて、G7 広島首脳コミュニケでは、経済の強靱性を高めつつ、自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（ネットゼロ）・循環経済（サーキュラーエコノミー）が達成される経済・社会への転換を統合的に実現していくことが明示されている。

環境省は、このような「**統合的アプローチ**」の考え方の下、経済・社会の基盤となる環境を切り口に「時代の要請」に対応していくことで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現、ひいては「**新しい資本主義**」にも貢献する。加えて、時代の要請に応えようとする政府全体の取組について、**環境省のチェック機能**を活かし、国民の安心感を醸成し、社会的な合意形成を促進することで、「**新たな成長**」を加速化させる。

具体的には、経済・社会のニーズに応じた政策パッケージとして、自然再興につながる民間活動の促進や、地域共生型再エネの導入等、地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による**地域の活性化・強靱化**を促進するとともに、動静脈連携を通じた資源循環の加速等により、国内外の**バリューチェーン**で日本企業の競争力を高め経済安全保障に貢献する。また、新たな国民運動（**広く国民より愛称を募った「デコ活**」）により社会の仕組みやライフスタイルを変革することで、将来にわたる**質の高い暮らし**を実現しつつ、成長を支える**人材・技術・資金供給を強化**する。さらに、統合的かつ効率的な課題解決に向けた中長期的な政策の**グランドデザイン**を示すため、**第六次環境基本計画等**を取りまとめる。

併せて、G7の成果を踏まえ、**環境外交において主導的役割**を發揮する。大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの提唱国としてプラスチック汚染に関する条約交渉を主導するとともに、循環経済及び資源効率性の原則等を牽引。さらに、**アジア・ゼロエミッション共同体構想**等の実現に貢献するため、アジアの実情に応じた脱炭素の取組を促進するとともに、世界市場での日本企業の展開を促進し、世界の脱炭素化・強靱化を推進する。

また、**環境省の不変の原点**を追求する取組として、**公害の防止や健康被害の補償・救済等**の人の命と環境を守る基盤的取組を着実に進めていく。**東日本大震災・原発事故からの復興・再生**については、放射性物質による汚染からの環境再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むとともに、未来志向の取組を展開する。

以上のような、「**時代の要請への対応**」と「**不変の原点の追求**」という**2つのコア・ミッションの実現**に向けて、環境省では以下の施策を重点的に展開していく。

1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進

～時代の要請への対応（統合的アプローチ）～

1-1. 社会課題解決に向けた政策パッケージ

環境が経済・社会の基盤としての役割を果たすことについては、SDGsにおけるウェディングケーキモデル^{※1}でも示されている。中でも、生物多様性を基礎として成り立つ自然資本は、水や食糧をはじめとする資源の供給源であり、良質なストックの形成が良質なフローの提供を可能とする。こうした発想の下、地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による**地域の活性化・強靱化**に取り組む。地域における自然再興に向けた民間活動を促進する「法制度の検討」^{※2}やインセンティブの整備、良好な環境の保全・回復、国立公園や世界自然遺産地域等の魅力向上・活用推進、風力発電の導入やCCSの実装を環境保全と両立しながら加速化させる制度づくりや技術実証、更なる太陽光発電の導入や蓄電池の活用、脱炭素先行地域の展開等による地域共生・自家消費型の再エネの最大限導入、地域循環共生圏の創出・拡大、地域の循環システムの構築を通じた循環経済の実現等による地域の経済・社会のトランジション支援に取り組む。

また、経済安全保障・食糧安全保障に直結する国内外のバリューチェーンにおいて、日本企業が評価され競争優位になる仕組みが必要である。動静脈連携を通じたライフサイクル全体の徹底的な資源循環とそれによる脱炭素化、商用車の電動化をはじめとするモビリティの脱炭素化、中小企業をはじめとする企業の脱炭素経営の後押し、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化等を通じ、国内外の**バリューチェーン**で日本企業が評価され競争優位になる仕組みを構築する。

さらに、安全・安心な生活環境を確保しつつ、将来にわたる**質の高い暮らし**を実現するための施策を進める。「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）による社会の仕組みやライフスタイルの変革、環境教育やESD（持続可能な開発のための教育）、新築住宅・建築物のZEH・ZEB化の支援や断熱窓への改修を含む省エネ改修の推進、熱中症特別警戒情報の活用や指定暑熱避難施設の指定の働き掛けなど改正適応法・機構法に基づく熱中症対策の強化、ヒアリ定着防止や特定外来生物防除の強化・鳥獣保護管理・動物愛護管理の推進、自然公園等施設の整備、一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備等を通じた持続可能で強靱な廃棄物処理体制の構築等を推進する。

そのほか、成長を支える**人材・技術・資金供給を強化**するため、持続可能な地域づくり等を担う人材づくり、環境スタートアップ等の事業のフェーズに応じたシームレスな支援や研究開発・イノベーション支援、環境関連金融商品の組成・投資の拡大や地域におけるESG金融の拡大を含むサステナブルファイナンスの推進等を進めていく。

経済の強靱性を高めつつ、自然再興・炭素中立・循環経済の同時実現に向け、こうした「統合的アプローチ」を含む中長期的な政策のグランドデザインを示すため、**第六次環境基本計画及び第五次循環型社会形成推進基本計画**を取りまとめる。

※1 ウェディングケーキモデル：ストックホルムレジリエンスセンターが提案した、SDGsの17の目標を経済・社会・環境の三層に構成したモデル。

※2 経済運営と改革の基本方針2023（以下「骨太の方針」という。）においては、「2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、（中略）自主的取組を認定する法制度の検討」を行うこととしている。

(金額は億円単位)

(1) 地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による地域の活性化・強靱化

・ 国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上	31 (18)
・ 自然公園等事業費等	91+事項要求 (77)
・ OECDM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化(OECDM×良好な環境の創造による自然再生・地域創生の推進)	4 (3)
・ 世界自然遺産地域の保全管理対策の強化	14 (8)
・ 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】	9 (新規)
・ 地域脱炭素の推進のための交付金【エネ特+GX】	660 (350)
・ 株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【産業投資及び政府保証の合計額】	600 (600)
・ 地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特】	28 (8)
・ 初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】	193 (43)
・ CCUS 早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築【エネ特】	55 (75)
・ 地域循環共生圏の創出・拡大(地域循環共生圏創造事業費)	5 (新規)

《制度的対応》

- ・ 自然再興に向けた民間活動促進のための「法制度の検討」(骨太の方針より引用)
- ・ ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)の実行
- ・ 地域共生型再エネ普及加速化に向けた制度的対応の検討
- ・ 風力発電の導入やCCSの実装を環境保全と両立しながら加速化させる制度的対応の検討

(2) 国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築

・ プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】	80 (50)
・ 化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等)への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO ₂ 型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証(脱炭素型循環経済システム構築促進事業)【エネ特】	47 (47)
・ 動静脈連携による資源循環情報活用推進費	1 (0.8)
・ バリューチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化【一部エネ特】	14 (14)
・ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進(SHIFT)事業【エネ特】	90 (37)
・ 商用車の電動化促進事業【GX】	341 (136)
・ 運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】	20 (新規)
・ 空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業【エネ特】	17 (17)
・ ユールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進【エネ特】	70 (70)

《制度的対応》

- ・ 動静脈連携による中長期的に強靱な資源循環市場の創出支援に向けた制度的対応の検討

(3) 将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現

- ・ 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)【一部エネ特】 52 (2)
- ・ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援【GX】 1,170 (4年度補正100)
- ・ 住宅のZEH・省CO2化促進【エネ特】 124 (100)
- ・ 建築物のZEB・省CO2化促進【エネ特】 150 (新規)
- ・ 熱中症対策の推進 5 (2)
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) 62 (56)
- ・ 地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等(外来生物対策費) 9 (6)
- ・ 鳥獣保護管理の推進 7 (7)
- ・ 動物の愛護及び管理の推進 4 (4)
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 704+事項要求 (494)
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】 105+事項要求 (104)

《制度的対応》

- ・ 暮らしの10年ロードマップ(仮称)の実行

(4) 成長を支える人材・技術・資金供給の強化

① 持続可能な地域づくりを担う人材づくり

- ・ 地域脱炭素のための人材づくり支援(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の一部)【エネ特】(再掲) 28の内数 (8の内数)
- ・ 地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材の育成(バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業の一部)【エネ特】(再掲) 14の内数 (14の内数)

② スタートアップ・イノベーション支援

- ・ 環境政策への貢献・反映を目的としたスタートアップによる技術開発の実証・実用化の推進(環境研究総合推進費関係経費の一部) 54の内数 (53の内数)
- ・ イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発の支援 2 (1)
- ・ 環境政策への貢献・反映を目的とした研究開発の推進(環境研究総合推進費関係経費)(再掲) 54 (53)
- ・ スタートアップ企業に対する事業促進支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部)【エネ特】 50の内数 (50の内数)

③ ESG地域金融をはじめとするサステナブルファイナンスの推進・拡大

- ・ グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備、ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信【一部エネ特】 9 (9)

《制度的対応》

- ・ 環境研究・環境技術開発の推進戦略の改訂

※ こうした「統合的アプローチ」を含む中長期的な政策のグランドデザインを示すため、第六次環境基本計画及び第五次循環型社会形成推進基本計画を取りまとめる。

1-2. 国際展開

2023年G7の成果を踏まえ環境外交を強化しつつ、2025年の大阪・関西万博も見据え、我が国の取組を国際社会に発信し、国際連携をさらに深めていく。大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現と併せて、2040年までの追加的プラスチック汚染ゼロとの野心の達成に向けた、多くの国が参加する効果的な条約の策定交渉を主導する。G7の循環経済及び資源効率性の原則や昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえたネイチャーポジティブ経済アライアンス等の枠組みを牽引する。

二国間クレジット制度（JCM）については、2025年を目処としてパートナー国を世界全体で30か国程度へ拡大すること及び2030年までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することを目指し、JCMの実施体制強化の検討を進めるとともに、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、民間資金を中心としたJCMの拡大を通じて世界の脱炭素化に貢献する。併せて、パリ協定6条実施パートナーシップセンターによる能力構築支援等を通じ、「質の高い炭素市場」の構築を行い、市場メカニズムの世界的拡大への貢献を進める。

また、アジア・ゼロエミッション共同体構想等に貢献するため、「日ASEAN気候環境戦略プログラム」を提唱する。具体的には、長期戦略策定、透明性向上のための制度構築、サプライチェーンでの気候関連情報開示促進、都市の気候行動促進や早期警戒システムを含む気候変動ロス&ダメージ支援パッケージの活用を含む包括的な途上国の脱炭素化・強靱化移行支援を進めるとともに、循環産業の国際展開及び国際資源循環体制の構築を進める。

(金額は億円単位)

(1) G7の成果を踏まえた環境外交の強化

- ・ ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費 1 (1)
- ・ 生物多様性条約等拠出金（昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金拠出金等） 6 (5)
- ・ 海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備や海洋ごみ対策推進（海洋プラスチックごみ総合対策費の一部） 23+事項要求の内数 (6の内数)
- ・ GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化【一部エネ特】 36 (30)
- ・ パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施（国連大学拠出金の一部） 2の内数 (2の内数)

(2) アジア・ゼロエミッション共同体構想等への貢献

- ・ 脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進【エネ特】 190 (138)
- ・ アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備【エネ特】 14 (12)
- ・ 環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進（環境国際協力・インフラ戦略推進費） 5 (5)
- ・ 国際メタン等排出削減拠出金 2 (新規)
- ・ アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金（循環経済移行促進事業の一部） 7の内数 (6の内数)
- ・ 気候変動影響評価・適応の推進 7 (7)
- ・ 循環産業の海外展開支援基盤整備（循環経済移行促進事業の一部）（再掲） 7の内数 (6の内数)

《制度的対応》

- ・ JCMの実施体制強化に向けた制度的対応の検討

1-3. 自然再興（ネイチャーポジティブ）

持続可能な経済・社会システムを実現するためには、2030年までに**自然再興**（ネイチャーポジティブ＝生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること）を実現する必要がある。このため、生物多様性国家戦略に基づき、2030年までに**陸・海の30%以上の保全（30by30目標）**の実現を目指す。具体的には、国立公園等の保護地域の新規指定・区域拡張に加え、**OECM**^{※1}推進のための自然共生サイトの認定の加速化や、民間活動を促進する「法制度の検討」を進めるとともに、活動を促進するためのインセンティブの整備や活動成果等の見える化、**OECM**のベストプラクティスとしての国際展開等を推進する。

また、**自然再興を実現する経済に移行するための戦略**を策定し、経営に生物多様性・自然資本への配慮を求める**TNFD**^{※2}等の情報開示や**SBTfN**^{※3}といった国際的枠組への対応支援及びそれらの基本となるデータ把握・管理の在り方の検討等を通じて、先進的な日本企業等による取組を後押しする。生態系を活用した防災・減災等の自然を活用した解決策の推進、**OECM**に貢献する良好な環境の創出、豊かな海づくり等、生物多様性保全の取組を進める。

加えて、民間活力等による**国立公園や国民公園、世界自然遺産地域等の魅力向上・利用推進**により、**国内外からの誘客を促進**し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される「保護と利用の好循環」を実現するとともに、持続可能な観光立国に貢献する。国立公園満喫プロジェクトの全34国立公園への水平展開、民間活力等も活用した国立公園での滞在体験の魅力向上のための取組等の実施、安全で快適な公園利用を支える自然公園等施設の整備・更新、新宿御苑や北の丸公園を含めた皇居外苑など国民公園の機能強化、温泉地等における地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用の推進に取り組む。

※1 OECM：Other Effective area-based Conservation Measures（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）

※2 TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

※3 SBTfN：Science Based Targets for Nature

（金額は億円単位）

（1）生物多様性国家戦略に基づく 30by30 目標や自然資本に配慮した経営等の実現

- OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化（OECM×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進）（再掲） 4 (3)
- 豊かさを実感できる海の再生 2 (2)
- 生物多様性「見える化」・国際的枠組への取組推進 6 (6)

（2）国立公園・国民公園の魅力向上・利用推進等による国内外からの誘客の促進

- 国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上（再掲） 31 (18)
- 自然公園等事業費等（再掲） 91+事項要求 (77)
- 世界自然遺産地域の保全管理対策の強化（再掲） 14 (8)
- IoTを活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進（地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業）【エネ特】 2 (2)

《制度的対応》

- 自然再興に向けた民間活動促進のための「法制度の検討」（骨太の方針より引用）（再掲）
- ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）の実行（再掲）

1-4. 炭素中立（ネットゼロ）

パリ協定の1.5度目標の達成を目指し、エネルギー安全保障にも資するよう、炭素中立型経済社会への移行を加速することが重要である。我が国は、**2050年温室効果ガス排出実質ゼロ**及び**2030年度温室効果ガス46%削減**の実現を目指し、**50%の高みに向けた挑戦**を続けていく。

その実現に向け、地域・くらしの**脱炭素トランジション**を促進する。地域脱炭素の推進のための交付金を拡充し、2025年度までに少なくとも100か所選定する**脱炭素先行地域**と脱炭素の基盤となる重点対策を通じてGXの社会実装を後押しする。また、株式会社脱炭素化支援機構を通じた公的資金と民間資金を組み合わせることで、GX分野における多様な事業への**民間投資の拡大**を図る。こうした資金供給と併せて、情報基盤整備や地方環境事務所による支援等を通じて、地球温暖化対策推進法による再エネ促進区域の設定を推進し、制度的対応も含め、地域共生型再エネ普及を加速化させ、都市を含む地域の脱炭素化と地域課題活性化等の課題解決の同時達成を実現する。

また、**新たな国民運動「デコ活」**の全国展開等により、社会の仕組みやライフスタイルの変革を促し、製品に係る温室効果ガス排出量等の表示推進等と併せて脱炭素製品等の需要を喚起するとともに、新築住宅・建築物のZEH・ZEB化の支援や断熱窓への改修を含む省エネ改修の推進、物流を含むバリューチェーン・サプライチェーンの脱炭素化等により、社会全体としての**脱炭素な経済・社会システムへの転換**を促進する。

さらに、蓄電池の活用による自家消費型太陽光電池の最大限導入促進、再エネ由来のグリーン水素・熱の活用等、脱炭素移行に必要な**先導技術の早期実証・社会実装**を進める。

また、実行フェーズへと入っていく**「成長志向型カーボンプライシング構想」**については、具体的な取組を進めていく。

併せて、ブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用や**森林等の吸収源対策**等、炭素中立型経済社会実現に貢献する取組や、熱中症対策・民間企業による気候変動適応支援等の**適応施策**を推進する。

（金額は億円単位）

（1）経済・社会の脱炭素移行

① 地域共生型再生可能エネルギーの導入加速化

・ 地域脱炭素の推進のための交付金【エネ特+GX】（再掲）	660	(350)
・ 株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【産業投資及び政府保証の合計額】（再掲）	600	(600)
・ 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融资促進	0.7	(0.7)
・ 地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特】（再掲）	28	(8)
・ 初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）【エネ特】（再掲）	193	(43)
・ 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援【エネ特】	40	(20)
・ 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】（再掲）	9	(新規)
・ 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備【エネ特】	9	(9)

② 脱炭素につながるライフスタイルの実装

- ・ 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)【一部エネ特】(再掲) 52 (2)
- ・ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援【GX】 1,170 (4年度補正100)(再掲)
- ・ 住宅のZEH・省CO2化促進【エネ特】(再掲) 124 (100)
- ・ 建築物のZEB・省CO2化促進【エネ特】(再掲) 150 (新規)

③ バリューチェーン・サプライチェーンの脱炭素移行

- ・ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進(SHIFT)事業【エネ特】(再掲) 90 (37)
- ・ バリューチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化【一部エネ特】(再掲) 14 (14)
- ・ 商用車の電動化促進事業【GX】(再掲) 341 (136)
- ・ 運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】(再掲) 20 (新規)
- ・ 空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業【エネ特】(再掲) 17 (17)
- ・ コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進【エネ特】(再掲) 70 (70)

④ 成長志向型カーボンプライシングの取組

- ・ カーボンプライシング調査【エネ特】 2 (3)
- ・ J-クレジット制度の運営・促進(温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部)【一部エネ特】 6の内数(6の内数)
- ・ グリーン購入・契約推進 0.7 (0.7)

(2) 脱炭素化を加速する先導技術の早期実証・社会実装

- ・ 再エネ等から製造した水素の利活用推進【エネ特】 56 (66)
- ・ CCUS 早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築【エネ特】(再掲) 55 (75)
- ・ 潮流発電の実用化技術確立や商用展開に向けた実証【エネ特】 7 (7)
- ・ スタートアップ企業に対する事業促進支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業)【エネ特】(再掲) 50 (50)
- ・ 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化【エネ特】 38 (38)
- ・ 脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】 19 (19)

(3) 森林等の吸収源対策及び適応策の推進

- ・ 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費 1 (0.3)
- ・ 温室効果ガスインベントリの管理(2050年カーボンニュートラルの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費の一部)【一部エネ特】 12の内数(12の内数)
- ・ 熱中症対策の推進(再掲) 5 (2)
- ・ 気候変動影響評価・適応の推進(再掲) 7 (7)

《制度的対応》

- ・ 地域共生型再エネ普及加速化に向けた制度的対応の検討(再掲)
- ・ 風力発電の導入やCCSの実装を環境保全と両立しながら加速化させる制度的対応の検討(再掲)

1-5. 循環経済（サーキュラーエコノミー）

持続可能な経済・社会システムや地域づくりを実現するため、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現といった環境面に加えて、経済安全保障や国際競争力強化にも資する**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行**を加速し、循環型社会を実現していくことが必要である。これは資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクル全体の脱炭素化にもつながり、我が国の温室効果ガス全排出量のうち資源循環が貢献し得る部門の割合は約36%にも上るとの試算もあるなど、炭素中立型経済移行の要となる。

このため、**第五次循環型社会形成推進基本計画**を取りまとめ、中長期的な政策のグランドデザインを示すとともに、製造業など動脈産業と廃棄物処理業など静脈産業が一体となった資源循環の推進のため、**動静脈連携による中長期的に強靱な資源循環市場の創出**を支援する制度を検討する。2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上とすることを目指し、プラスチックの資源循環や炭素中立型経済社会移行に不可欠な金属リサイクルの倍増、廃棄物等バイオマスの素材や燃料（SAF等）としての持続的な利活用を促進する。また、**新たな国民運動「デコ活」**による社会の仕組みやライフスタイルの変革とも連携しながら、**ファッションロス削減**などサステナブル・ファッションやリユースに関係主体が積極的に取り組める環境づくり、食品廃棄ゼロエリア創出や飲食店での食べ残しを持ち帰る mottECO（モッテコ）などの**食品ロス削減**の具体的な取組喚起、紙おむつの再生利用等の普及を促進する。併せて、太陽光パネルの廃棄増加に伴う対応や蓄電池などの再エネ関連製品の普及拡大に伴う対応を進める。

また、気候変動による災害の頻発化・激甚化に対応しつつ、資源循環分野の脱炭素化の実現を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、災害廃棄物対策の体制整備、一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備推進、デジタル技術の活用等により、**持続可能で強靱な廃棄物処理体制**を構築する。

（金額は億円単位）

（1） 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化

- ・ プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】（再掲） 80（50）
- ・ 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO₂型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】（再掲） 47（47）
- ・ 食品ロス削減、サステナブル・ファッション及びプラスチック等の資源循環の推進 7+α*（7）
 やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援
 ※「デコ活」をはじめとするライフスタイルの変革促進（食品ロス削減、サステナブル・ファッション等） 52の内数
- ・ リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5（0.4）
- ・ 動静脈連携による資源循環情報活用推進費（再掲） 1（0.8）
- ・ 循環経済移行促進事業（再掲） 7（6）

（2） 強靱な廃棄物処理体制の構築

- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 4（3）
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】（再掲） 704+事項要求（494）
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】（再掲） 105+事項要求（104）
- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進等 75+事項要求（41）
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等の原状回復措置の推進 2（1）

《制度的対応》

- ・ 循環型社会形成推進基本計画の改定（再掲）
- ・ 動静脈連携による中長期的に強靱な資源循環市場の創出支援に向けた制度的対応の検討（再掲）

2. 公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～不変の原点の追求～

2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組

環境庁設置から50年、環境省設置から20年を経た中においても、環境省の不変の使命である**人の命と環境を守る基盤的な取組**を着実に進めることが必要である。このため、水俣病や石綿に係る健康被害に対する補償・救済、化学物質等による健康被害の未然防止の観点からの**エコチル調査**、国際的な動向を踏まえた化学産業への支援を着実に推進するとともに、本年9月に採択見込みのSAICMの後継枠組に基づく国内実施計画の策定に向けた検討を進めるほか、**有機フッ素化合物（PFAS）**については、科学的知見の充実と科学的根拠に基づく総合的な対策を推進する。**水道**の水質・衛生については、水源から蛇口の水まで一体的にリスク管理することで、国民の安全・安心を向上させる。

加えて、**良好な環境の創出**を通じた地域づくり、豊かさを実感できる海の再生やプラスチックを含む海洋ごみ対策等に取り組み、地域活性化や生物多様性保全を推進する。

また地方公共団体による**特定外来生物の防除**の支援やヒアリなどの水際対策の強化、**鳥獣保護管理の強化**、希少種保全対策等を推進する。さらに、犬猫の譲渡の促進等や災害時等のペットの安全確保を通じて、**動物愛護管理**を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 公害等の健康被害対策と生活環境保全

・ 水俣病総合対策関係経費	109 (111)
・ 石綿飛散防止総合対策の推進	0.7 (0.7)
・ 石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査や診断支援等の推進	0.5 (0.3)
・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（再掲）	62 (56)
・ 国際的な動向を踏まえた化学産業への支援（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費の一部）	6の内数 (5の内数)
・ SAICMの後継枠組に係る調査検討及び国内実施計画の策定（化学物質国際対応政策強化事業費の一部）	0.8の内数 (0.5の内数)
・ PFAS総合対策の推進（PFAS対策推進費等）	5 (0.7)
・ 水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費	0.7 (0.7)
・ 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費	2 (新規)

(2) 良好な環境の創出

・ 良好な環境の創出（OECD×良好な環境の創造による自然再生・地域創生の推進の一部）（再掲）	4の内数 (3の内数)
・ 豊かさを実感できる海の再生（再掲）	2 (2)
・ 海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備や海洋ごみ対策推進（海洋プラスチックごみ総合対策費の一部）（再掲）	23+事項要求の内数 (6の内数)

(3) 特定外来生物対策や鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等

・ 地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等（再掲）	9 (6)
・ ニホンジカ・イノシシの捕獲事業支援（指定管理鳥獣捕獲等事業費）	25 (2)
・ 希少種の保全対策の推進（希少種保護対策費）	7 (7)
・ 動物の愛護及び管理の推進（再掲）	4 (4)

2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けて、福島県内の**除去土壌等の30年以内の県外最終処分**という約束を果たすべく全力で取り組むことが必要である。

特定帰還居住区域等における除染や家屋解体、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理、除去土壌の再生利用実証事業、全国での理解醸成活動等を着実に実施するとともに、県外最終処分に向けてこれまでの技術開発等の成果を踏まえ、最終処分場の構造、必要面積等の選択肢等を取りまとめ、それ以降の本格的な減容・再生利用の実施や最終処分の具体的な検討につなげていく。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき、**ALPS処理水放出に係る海域環境のモニタリング**を着実に実施していく。

さらに、福島県との連携協力協定に基づく脱炭素×復興まちづくりやふくしまグリーン復興構想、放射線の健康影響に関する風評加害を生まないための取組など、**未来志向の環境施策**を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施

- | | |
|--|---------------|
| ・ 中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等【復興特】 | 1,008 (1,786) |
| ・ 除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施【復興特】 | 150 (169) |
| ・ 特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】 | 370 (436) |
| ・ 特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】 | 事項要求 (新規) |
| ・ 放射性物質汚染廃棄物の処理【復興特】 | 376 (680) |
| ・ 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査 (ALPS 処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む)【復興特】 | 8 (8) |

(2) 未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～

- | | |
|---|---------------|
| ・ 放射線の健康影響に関する風評加害を生まないための取組の推進 (放射線健康管理・健康不安対策事業費) | 12 (12) |
| ・ 「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】 | 5 (5) |
| ・ 国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用の推進の一部 (再掲) | 31の内数 (18の内数) |

令和6年度 環境省税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

先般の G7 広島首脳コミュニケにおいては、「気候変動、生物多様性の損失、クリーン・エネルギーへの移行に関する行動の速度と規模を増加させる重要性に留意し、我々は、グリーン・トランスフォーメーションを世界的に推進及び促進し、遅くとも 2050 年までに GHG 排出のネット・ゼロを達成するために我々の経済の変革の実現を目指して協働する」とされた。我が国においては、GX 実現に向けた取組のうちカーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年法律第32号）及び同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和5年7月閣議決定）に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実現・実行する。

また、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）や現在検討が進められている第6次環境基本計画の策定に向けた議論も踏まえつつ、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。

（自動車環境対策）

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

（住宅の脱炭素化）

- 新たな2030年度目標の達成や、その先の2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でもZEHの普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

（生物多様性の保全）

○ 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進

ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、様々な分野の施策と連携することとしている。骨太の方針（令和5年6月16日閣議決定）の記載も踏まえ、企業等の民間主体による生物多様性の保全活動を促進するための法制度の整備を前提として、活動主体の取組を支援するための税制措置の検討を進め、法制度の施行までに対応する。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 自然再興

○ 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置【延長】(狩猟税)(◎)

- ・ 鳥獣被害対策のための捕獲従事者が狩猟者としての登録を受ける際にかかる狩猟税の税率を
 - － 対象鳥獣捕獲員について、課税免除
 - － 認定鳥獣捕獲等事業者について、課税免除
 - － 許可捕獲の従事者について、1/2に軽減とする特例措置について、適用期限を5年間延長する。

(2) 炭素中立

○ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置【拡充・延長】(固定資産税)

- ・ 再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、再生可能エネルギー発電設備について、新たに賦課される年度から3年度分に限り、課税標準となるべき価格に一定の割合を乗じて固定資産税を軽減する措置について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを講じたうえで、適用期限の延長(2年間)を行う。

○ 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置【拡充・延長】(所得税、固定資産税)

- ・ 省エネ改修等が行われた住宅について、所得税、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長する等を行う。

(3) 循環経済

○ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置【延長】(軽油引取税)(◎)

- ・ 廃棄物処理事業者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税免除の特例について、脱炭素移行を見据えた形で、適用期限を3年間延長する。

○ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備(廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
 - ◆ ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2(◎)
 - ◆ 一般廃棄物の最終処分場については2/3(◎)
 - ◆ PCB廃棄物等処理施設については1/3(◎)

- ◆ 汚水・廃液処理施設については1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする特例措置について、適用期限を2年間延長。

(4) その他

○ 技術研究組合の所得計算の特例措置【延長】(法人税)

- 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置を延長する。

令和6年度 環境省財政投融资等の要求の概要

カーボンニュートラルの実現に向けて巨額な脱炭素投資が求められている中、脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等への資金支援に係る措置を講ずる。

（株式会社脱炭素化支援機構への資金供給）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき設立された株式会社脱炭素化支援機構を通じて、国及び民間からの出資を呼び水として意欲的な脱炭素事業に出資等を行い、脱炭素事業への民間投資を誘発させる。

- ・ 株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給 600（600）
（金額は億円単位。産業投資及び政府保証の合計額。）

（日本政策金融公庫による貸付利率の引下げ）

- 日本政策金融公庫による現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、カーボンニュートラル投資促進税制の認定を受けたことがある者を特別利率③とする。
（経済産業省との共同要求）

令和6年度 環境省機構・定員要求の概要

自然再興・炭素中立・循環経済の同時実現に向けて、令和5年度に引き続き、地方環境事務所を中心に体制を強化する。

【機構】

- 地域脱炭素加速化のための体制強化
 - ・関東地方環境事務所次長の新設
- 化学物質政策組織の一元化、熱中症対策のための環境保健部の再編
 - ・企画課、化学物質安全課の新設等
- 水道行政の一部移管に伴う水・大気環境局の再編
 - ・水道水質・衛生管理室長の新設

【定員】：123人

本省：57人

地方環境事務所：66人

地域資源・自然資本の保全・利用による地域活性化・強靱化のための体制強化

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーポジティブ政策推進 ・GX や 2050 年カーボンニュートラル実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・レンジャー（国立公園調整官等）による現地管理体制、国立公園の魅力向上・利用促進 ・地域脱炭素の取組の加速化※ |
|---|--|

国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築のための体制強化

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・動静脈連携による資源循環の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素経営の促進支援※ ・プラスチック資源循環推進 |
|--|---|

将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現のための体制強化

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の展開 ・新築住宅・建築物の ZEH・ZEB 化の支援等 ・熱中症対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物対策の推進 |
|--|--|

※地域脱炭素に係る地方環境事務所の体制については、令和4年度から3か年で計画的に整備する。